

令和6年度（令和5年度からの繰越分）鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、介護職員の処遇改善を行うため、鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において介護サービス事業者等に対して交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）、令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱（令和6年1月25日付け老発0125第5号厚生労働省老健局長通知（一部改正令和6年2月8日付け老発0208第2号）別紙。以下「実施要綱」という。）及び令和5年度介護職員処遇改善支援補助金交付要綱（令和6年1月25日厚生労働省発老0125第1号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助金額）

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
実施要綱4(1)に規定された対象事業所の介護職員等の処遇改善に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費	補助額 = $a \times b \times c$ a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。なお、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。） b 1単位の単価 c サービス類型別交付率（別紙） ※1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書（別記第2-1号様式）

(2) 介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個表）（別記第2-2号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に定めるとおりとする。

(1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付の決定）

第5条 知事は、第3条の規定により交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 交付決定の通知は、鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から支払額通知書を介護サービス事業者等に送付することにより、これに代えることができるものとする。

3 申請者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げたうえで賃金改善を行う場合は、実施要綱7（5）に基づき、特別な事情に係る届出書（令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金）（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

(1) 補助金の所要額の増減

(2) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変更となる場合

(3) 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合

(4) 就業規則を改正（介護職員等の処遇に関する内容に限る。）した場合

2 前項の変更に係る申請は別記第4号様式によるものとし、当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 変更に係る届出書（令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金）（別記第5号様

式)

- (2) 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書(別記第2-1号様式)
- (3) 介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)(別記第2-2号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 3 令和6年2月以降に提供した介護サービスにより、第1項第1号の変更事由に該当し、前項の申請が必要となった場合については、介護報酬の請求を国保連に行うことにより、別記第4号様式の提出に代えることができるものとする。
- 4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。
- 5 前項の通知については、国保連が第1項第1号の変更事由による第2項の申請に係る補助金の支払額通知書を事業者に送付することにより、これに代えることができるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(別記第8-1号様式)
 - (2) 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(施設・事業所別個表)(別記第8-2号様式)
- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、令和6年10月30日とすし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 交付確定の通知は、国保連から支払額通知書を介護サービス事業者等に送付することにより、これに代えることができるものとする

(補助金の請求)

第10条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求は、事業者が実施要綱4(3)に規定する対象期間において提供した介護サービスのうち、令和6年4月サービス分以後の各月の介護報酬の請求を国保連に行う毎に、当該請求のあった介護報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について請求がなされたものとみなす。なお、令和6年2月及び同年3月請求分の介護報酬額に基づき算定された補助金額については、令和6年4月サービス分の介護報酬の請求時に請求がなされたものとみなす。

(補助金の交付)

第11条 第2条の規定に基づき算定した補助金は、原則として、令和6年2月から4月の賃金改善に係る分並びに令和6年5月の賃金改善に係る分及び同年7月末までに生じた過誤調整分を合算したものの2回に分けて、次により交付するものとする。

(1) 国保連に登録されている口座が債権譲渡されている介護サービス事業所等分は、届け出た口座に交付する。

(2) (1)以外の介護サービス事業所等分は、国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座に交付する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

別紙

介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

(所在地)
(法人名)
(役職・代表者名)

鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金交付申請書

標記について、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び令和6年度（令和5年度からの繰越分）鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書（第2-1号様式）
 - (2) 介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個表）（第2-2号様式）

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)		円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)		円	←
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	円	() %	←
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	円		
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	円		
介護職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	() %
(一月あたり)		円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	() %
(一月あたり)		円	

【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・ ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←
-------------------------------------	---

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めするため、詳細な考え方は、第8-1号様式3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を第3号様式「特別な事情に係る届出書」により届け出ることによって算定要件を満たすこととする。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)		基本給		決まって毎月支払われる 手当(新設)		決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)		
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)		手当(既存の 増額)	賞与	該当なし(全て基 本給等)	その他 ()	
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)								
		就業規則の見直し		賃金規程の見直し		その他 ()			
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。									
③ベースアップの実 施予定	実施する								
	実施しない								

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る鹿児島県国民健康保険団体連合会から鹿児島県への支払口座情報の提供に同意します。

計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 月 日

法人名 代表者 職名 氏名

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

第2-2号様式

介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)

提出先 鹿児島県

法人名	0
介護職員処遇改善支援補助金(見込額)の合計[円](e)	0
うち、令和6年4・5月分の補助金額(見込額)の合計[円](f)	0

【記入上の注意】
 ・処遇改善支援補助金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で補助金額以上となる賃金改善等の要件を満たしていれば足りる。
 ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
 ・介護報酬ファクタリング等のサービスを利用して、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「○」を付けること。
 ・なお、債権譲渡を行っている事業所については、別途振込先の口座情報を提出すること。
 ・補助金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座に、都道府県ごとに振り込まれる。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の有無(令和6年4月から算定見込みである場合を含む)	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	交付率(c)	交付対象期間(d)	介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e) (a×b×c×d) [円]	うち、令和6年4・5月分の補助金の見込額(f) (e×1/2) [円]	①債権譲渡の有無(該当するものに「○」)	②債権譲渡している場合、口座情報の提出
			都道府県	市区町村											
1								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
2								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
3								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
4								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
5								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
6								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
7								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
8								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
9								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
10								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
11								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
12								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
13								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
14								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
15								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
16								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
17								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
18								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
19								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				
20								10.00			令和6年 月～令和6年 5月(ヶ月)				

第3号様式

特別な事情に係る届出書（令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金）

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

1. 事業の継続を図るために、介護職員等の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支（介護事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

--

2. 賃金水準の引下げの内容

--

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

--

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることにについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

--

令和 年 月 日

(法人名)
(代表者名)

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

(所在地)

(法人名)

(役職・代表者名)

鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金変更交付申請書

鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び令和6年度（令和5年度からの繰越分）鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金変更交付申請額 金 円（前回までの申請額 金 円）

2 関係書類

- (1) 変更に係る届出書（令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金）（第5号様式）
- (2) 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書（第2-1号様式）
- (3) 介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個表）（第2-2号様式）

変更に係る届出書(令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金)

基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金に係る処遇改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和		年		月		日
2 変更の概要							

令和 年 月 日

(法人名)
(代表者名)

様

鹿児島県知事



鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更交付決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 令和6年度（令和5年度からの繰越分）鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金交付要綱に定められた事項に従うこと。
 - (2) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しなければならない。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

（所在地）

（法人名）

（役職・代表者名）

鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金実績報告書

鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金について、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び令和6年度（令和5年度からの繰越分）鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（第8-1号様式）
- 2 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（施設・事業所別個表）（第8-2号様式）

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金 実績報告書

1 基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

2 実績報告について

①介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年2~5月分)			円
②賃金改善の所要額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)			円
③基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年4・5月分)	0	円	() %
ii) 賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)	0	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	0	円	
介護職員の賃金改善の所要額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の所要額		円	() %
(一月あたり)		円	
その他の職員の賃金改善の所要額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の所要額		円	() %
(一月あたり)		円	
④ベースアップの実施	実施した 実施していない	実施した場合、ベースアップ率	実施していない場合、やむを得ない事情

【記入上の注意】

- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
 I 補助金による賃金改善の総額が補助金による収入額以上となること
 II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること
- ・ ②「賃金改善の所要額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ 「ベースアップ」とは、「賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること」を指す。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

① 令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額((ア)-(イ))(②以上の額となること)		円	
(ア)令和6年2月から5月の賃金の総額		円	
(イ)令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金の総額		円	
② 令和5年2月から5月の賃金総額		円	

【記入上の注意】

- ・ 事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととし、調整の具体的な考え方について、以下の「備考欄」に記載することとする。また、令和5年3月以降に新設された事業所については、令和6年1月以前の適切な期間(4か月間)の賃金総額などの適切な金額を記載すること。

備考欄

4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約

実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 月 日 法人名

代表者 職名 氏名

【記入上の注意】

- ・ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

